

# ふじのくに先端医療総合特区「利子補給制度」

総合特区支援利子補給金が支給されます！

県制度融資と併用できます

ふじのくに先端医療総合特区の区域内で、医療機器や医薬品の開発・改良、それに伴う設備投資等を行う企業は、総合特区利子補給制度を利用することができます。

## ◆利子補給制度の概要

下表の区域内で、指定金融機関から融資を受け、対象となる事業を実施する場合、**5年間に限りに、最大0.7%の利子補給**が受けられます。

15市町村に  
拡大

対象区域	<p>○山梨県内：甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、中央市、中巨摩郡昭和町、南都留郡西桂町、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町</p> <p>○静岡県内：沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町</p>			
指定金融機関	<p>山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫、山梨県民信用組合、都留信用組合、静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、静岡中央銀行、沼津信用金庫、三島信用金庫、富士宮信用金庫、富士信用金庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫</p>			
対象事業	<p>a-1 又は a-2かつbであるもの</p> <table border="1" data-bbox="336 1211 1500 1391"> <tr> <td data-bbox="336 1211 911 1391"> <p>a-1. 対象区域内で、次世代診断技術開発推進事業を実施する取組</p> <p>a-2. 対象区域内で、医療機器等開発・参入支援事業を実施する取組</p> </td> <td data-bbox="919 1211 1500 1391"> <p>b. 新商品、新技術または新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与し、雇用機会の増大に資するもの</p> </td> </tr> </table> <p>◆ 対象事業の例 ※案件ごとに判断しますので、まずは御相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな医療機器・医薬品の研究開発</li> <li>○ 研究開発した医療機器を製造するための機械を購入・製品化</li> <li>○ 先発商品のある医療機器を、独自の技術を応用して開発する</li> <li>○ 既に製品化されている製品の改良に伴う研究開発</li> <li>○ 医療機器の製造に参入するための工場の新設や拡大</li> <li>○ 医療機器を製造する機械の部品開発</li> <li>○ 高齢者福祉・介護機器などの開発</li> </ul> <p>※地域産業の活性化につながり、雇用機会の増大が見込まれることが条件です。</p>		<p>a-1. 対象区域内で、次世代診断技術開発推進事業を実施する取組</p> <p>a-2. 対象区域内で、医療機器等開発・参入支援事業を実施する取組</p>	<p>b. 新商品、新技術または新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与し、雇用機会の増大に資するもの</p>
<p>a-1. 対象区域内で、次世代診断技術開発推進事業を実施する取組</p> <p>a-2. 対象区域内で、医療機器等開発・参入支援事業を実施する取組</p>	<p>b. 新商品、新技術または新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与し、雇用機会の増大に資するもの</p>			
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金利は、固定金利でも変動金利でも可。</li> <li>・ 融資期間は5年以上を目安（5年未満となる場合は要相談）</li> <li>・ 据置期間の設定は特に制限なし。</li> <li>・ 過去に特区利子補給金を活用したことのある事業者は、融資予定額に0.8を乗じた額が、国における割当額の算定対象となります。</li> <li>・ 県制度融資と併用できます。</li> </ul> <p>※実施する事業の事前着手は、原則、認められませんのでご注意ください。</p>			

## 利子補給の手続き

### ① 事業者の決定

利子補給を希望する事業者は、推薦申請書を指定金融機関を通して国へ提出し、事業実施者の推薦を受けます。

### ② 融資契約の締結

事業者と指定金融機関が融資契約を結びます。  
事業者は利子補給による軽減後の利率で借り入れ、返済していきます。

### ③ 利子補給契約の締結

指定金融機関と国が利子補給契約を結びます。

### ④ 利子補給を受ける

指定金融機関は年2回、国から利子補給を受けます。

## <令和8年度の総合特区支援利子補給金の受付について>

※各回の募集期間が示されましたので、ご確認ください。

募集期間	
【令和8年4月】	4月6日～15日
【7月】	7月6日～15日
【10月】	10月1日～13日
【12月】	12月1日～10日

- 事前相談は募集期間によらず、随時可能ですので、前広に！
- 令和9年2月  
令和9年度予算の状況等を踏まえ、別途ご案内いたします！

### 【問合せ先】

山梨県産業政策部成長産業推進課（新分野進出担当）  
内閣府地方創生推進事務局（利子補給担当）

TEL：055-223-1565  
TEL：03-5510-2473